

## 公立丹南病院組合事務代決および決裁規程

〔平成12年4月1日  
訓令第2号〕

改正 平成17年 1月12日 訓令第2号  
平成18年 3月29日 訓令第1号  
平成19年 4月 1日 訓令第1号  
平成30年 3月27日 訓令第2号

### (目的)

第1条 この規程は、管理者の権限に属する事務の代決および専決に関し、必要な事項を定めることにより、合理的かつ能率的な事務の処理を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者またはその補助機関が、管理者の権限に属する事務について最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 代決 管理者の補助機関が、一時決裁の権限を有する者（以下「決裁権者」という。）に代わって決裁することをいう。
- (3) 専決 管理者の補助機関が、常時管理者に代わって決裁することをいう。
- (4) 副管理者 公立丹南病院組合規約（平成11年福井県指令市第518号）第8条第3項に規定する副管理者のうち鯖江市副市長の職にある者をいう。
- (5) 事務局長 公立丹南病院組合事務局庶務規則（平成11年公立丹南病院組合規則第1号。以下「規則」という。）第2条に規定する事務局長をいう。
- (6) 事務局次長 規則第2条に規定する事務局次長をいう。
- (7) 事務局長補佐 規則第2条に規定する事務局長補佐をいう。

### (代決)

第3条 決裁権者が不在のとき、次の表に定めるところにより代決をすることができる。

ただし、決裁権者があらかじめ代決を禁止した事項については、この限りでない。

決裁権者の区分	代決することができる者	
	決裁権者が不在のとき。	決裁権者および左欄に掲げる者がともに不在で、かつ緊急やむを得ないとき。
管理者	副管理者	事務局長
副管理者	事務局長	
事務局長	事務局次長または事務局長補佐	

2 前項において、事務局長および代決することができる者がともに不在のときは、あら

かじめ管理者が指定する事務局長補佐または主任がこれを代決する。

(特殊な事件の代決)

第4条 前条の場合において、重要もしくは異例に属する事項または新規の計画に関する事項については、あらかじめその処理につき上司の指揮を受けて代決しなければならない。

(後閲)

第5条 代決した者は、代決した事務の関係書類を決裁権者が不在でなくなったときに、速やかに後閲に供しなければならない。

(管理者の決裁を要する事項)

第6条 次の各号に該当する事項は、専決することができない。

- (1) 事業の基本方針および計画の決定に関する事項。
- (2) 議会の招集および議会に付議すべき事件に関する事項。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条および第180条に規定する長の専決処分に関する事項。
- (4) 条例、規則等の制定、改廃に関する事項。
- (5) 重要な告示、公告および指令に関する事項。
- (6) 公立丹南病院組合（以下「組合」という。）の組織に関する事項。
- (7) 予算の編成に関する事項。
- (8) 特に重要な資産の取得および処分に関する事項。
- (9) 企業債および一時借入金に関する事項。
- (10) 基金の設置および処分に関する事項。
- (11) 特に重要な請願、陳情、申請、照会および回答に関する事項。
- (12) 訴訟、訴願、不服申立ておよび和解に関する事項。
- (13) 特に重要な事務の能率、改善に関する事項。
- (14) 特に重要な会議の招集および付議案件に関する事項。
- (15) 職員（臨時職員を除く。）の任免、給与、賞罰等人事に関する事項。
- (16) 特に重要な報告および復命に関する事項。
- (17) その他特に重要な事項の決定に関する事項。

(専決事項)

第7条 副管理者以下の専決事項は、別表に定めるとおりとする。

(重要事項等の専決)

第8条 専決をすることができる者（以下「専決者」という。）は、専決することができる

事項（以下「専決事項」という。）であっても、当該事項が次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 取扱い上異例に属し、または重要な先例になると認められるとき。
- (3) 疑義もしくは重大な紛争があるとき、または処理の結果重大な紛争を生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) あらかじめその処理について特に上司の指示を受けたとき。

(重要事項に関する報告)

第9条 専決者は、専決した事務のうち特に上司において了知しておく必要があると認められるものについては、適宜その内容を整理して上司に報告しなければならない。

(類推による専決)

第10条 法令の制定等により新たに管理者の権限に属することとなった事務その他の事務でこの規程に定めのないものに係る事項については、副管理者および事務局長は、その所掌事務に関しこの規程に定めるところを類推して専決することができる。

(決裁区分等の特例)

第11条 臨時または特別の事務でこの規程に定める決裁の区分および手続により処理することが適当でないものについては、管理者が別に定める。

附 則（平成12年訓令第2号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第2号）

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成18年訓令第1号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成30年訓令第2号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前までにおける公立丹南病院組合における事務代決および決裁の処理は、この規程により処理されたものとする。

## 別表

(平30訓令1・一部改正)

## 1 一般専決事項

専 決 事 項	副管理者	事務局長
(1) 文書の処理に関すること。 ア 告示、公告および指令（法規的性質を有すものを除く。） イ 照会、回答、報告、通知、送付等 ウ 上申、申請（補助申請を除く。）、副申等	重要なもの 重要なもの 重要なもの	軽易なもの 軽易なもの 軽易なもの
(2) 広報、公聴等に関すること。 ア 広報および公聴に関すること。 イ 陳情、要望または苦情を処理し、そのてん末を確認すること。	重要なもの	○ 軽易なもの
(3) 行政処分等に関すること ア 許可、認可、承認、取消等の行政処分を行うこと。 (各種措置等の決定を含む。公立丹南病院の運営に関するこを除く。) イ 許可証、免許証等の再交付をすること。 ウ 証明を行うこと。 エ 各種団体等が行う行事の共催、後援、協賛等を決定すること。	重要なもの	軽易なもの ○ ○ ○
(4) 会議等の開催に関すること。 ア 協議会、研修会等の組合外の会議を開催すること。 イ 組合内の事務打合せ等を開催すること。	重要なもの	軽易なもの ○
(5) 情報公開に関すること。 ア 行政文書、自己情報の開示等の可否を決定すること。		○
(6) 事務事業の管理に関すること。 ア 主要事務事業の進行管理を行うこと。 イ 所管事業の進行管理を行うこと。 ウ 所管事業に係る原簿、台帳等を作成、保管すること。 エ 所管業務に係る資料を収集することおよび調査研究すること。 オ 復命書を確認すること。 カ 事務引継書を確認すること。 キ 請願、陳情または要望を行うこと。	○     重要なもの 事務局長 重要なもの	○ ○ ○ ○ 軽易なもの その他の職員 軽易なもの
(7) 儀式、表彰に関すること。 ア 国、県および各種団体へ被表彰者を推薦すること。 (叙勲、褒賞を除く。) イ 感謝状を発行すること。 ウ 式典を開催すること。	国、県 重要なもの 重要なもの	各種団体 軽易なもの 軽易なもの

専 決 事 項	副管理者	事務局長
(8) 行政財産に関すること。		
ア 用途変更および廃止を決定すること。	重要なもの	軽易なもの
イ 目的外使用の許可を決定すること。	重要なもの	軽易なもの
ウ 使用許可を決定すること。		○
エ 貸付に関すること。	重要なもの	軽易なもの

## 2 人事専決事項

専 決 事 項	副管理者	事務局長
(1) 臨時職員の雇用		
ア 雇用期間が10日以上のもの		○
イ 上記以外のもの		○
(2) 諮問機関等の委員の委嘱等	○	
(3) 職務専念の義務免除	事務局長	その他の職員
(4) 営利企業等の従事許可	○	
(5) 組合職員としての身分証明		○
(6) 法令、条例等に基づく個別の身分証明		○
(7) 年次休暇	事務局長	その他の職員
(8) 病気休暇、特別休暇、欠勤	事務局長	その他の職員
(9) 育児休暇等の承認・取消	事務局長	その他の職員
(10) 超過（休日）勤務命令		○
(11) 旅行命令		
ア 宿泊を要する旅行命令、通常の経路以外のもの	事務局長	その他の職員
イ 上記以外の旅行命令	事務局長	その他の職員
(12) その他服務に関する事務	重要なもの	軽易なもの

### 3 財務専決事項

(1) 支出負担行為および支出命令に関すること。

支出負担行為および支出命令に関する専決区分

区分		支出負担行為		支出命令		備考
節	細節	事務局長	副管理者	事務局長	副管理者	
1 報酬						
2 給料						
3 手当						
4 法定福利費						
5 災害補償費		~500	500~1000			
6 退職給与金	退職給与金					
6 退職給与金	退職給与金(退職給与引当金)					
7 賃金	雇用期間が10日以上のもの					
7 賃金	上記以外のもの					
8 報償費		~50	50~			
9 旅 費	宿泊を要するもの、通常の経路以外のもの	旅行命令の決裁区分による				左記にかかわらず議会の議員等に係るものについては事務局長専決とする。また、簡易旅行命令簿に係る支出負担行為については事務局長専決とする。
9 旅 費	上記以外のもの					
10 交際費		~30	30~			
11 消耗品費						
12 手数料		~200	200~			左記にかかわらず単価契約に係るものおよびあらかじめ単価が定められているものについては事務局長専決とする。
13 委託料		~1000	1000~1500	~2000	2000~	
14 使用料及び賃借料		~500	500~			左記にかかわらず新規に長期賃貸契約をするときは、副管理者専決とする。
15 工事請負費		~1000	1000~2000	~5000	5000~	
16 原材料費		~800	800~			左記にかかわらず単価契約に係るものについては事務局長専決とする。
17 土地購入費		~200	200~1000			
18 消耗備品費						収益的収支に限る。
18 備品購入費		~300	300~			資本的収支に限る。
19 交付金		~500	500~1500	~2000	2000~	
20 食糧費		~50	50~			左記にかかわらず単価契約に係るものおよびあらかじめ単価が定められているものについては事務局長専決とする。
27 公課費						
30 負担金		~500	500~1500			
31 修繕費		~200	200~			
32 印刷製本費						
33 通信運搬費		~200	200~			左記にかかわらず単価契約に係るものおよび郵便料、電話料等あらかじめ単価が定められているものについては事務局長専決とする。
34 光熱水費						
35 保険料						
36 図書費						
37 燃料費						
38 雑損失						
39 雑費						
40 賠償金		~500	500~1000			
50 消費税						
51 企業債利息						
52 一時借入金利息						
53 企業債償還金						
55 医療機器購入費		~300	300~1000	~2000	2000~	

備考

支出負担行為の金額を変更する場合は、次の表の区分に応じ、当該変更額により専決することができる。

区分	事務局長	副管理者
ア 工事請負費および建設事業に関連する委託料に係るもの		
(ア) 増額変更	～ 600	
(イ) 減額変更	0 ～	
イ 上記以外のもの		
(ア) 増額変更	～ 600	
(イ) 減額変更	0 ～	

注 決裁区分の金額「10～50」は、「10万円を超える、50万円以下」を意味する。

(2) 収入に関すること。

専 決 事 項	副管理者	事務局長
収入の調定		○
督促		○
減免および徵収猶予	重要なもの	○
滞納処分	○	
還付、充当、過誤納払整理		○
不納欠損処分		○
繰替払		○
納入通知書の発行		○
収入の更正		○
収入通知		○
収入未済金繰越		○

(3) 契約に関すること。

専 決 事 項	副管理者	事務局長
入札保証金、契約保証金の受入れ、払出し		○
工事等施工伺、予定価格および最低制限価格の設定	それぞれの契約の支出負担行為決裁区分による。この場合において、当該契約が単価契約に係るときは、年間購入（請負）予定額をもって決裁区分を決定する。	
見積書徵収相手および入札参加者の決定	同上	
入札の公告および通知		○
入札執行および落札者の決定		○
契約（変更契約を含む。）の締結	それぞれの契約の支出負担行為決裁区分による。この場合において、当該契約が単価契約に係るときは、年間購入（請負）予定額をもって決裁区分を決定する。ただし、契約金額の変更を伴わない変更契約については事務局長専決とする。	
契約の解除または変更についての通知		○
違約金額の決定、減免		○
工事等の監督命令	5,000万円を超えるもの	5,000万円以下のもの
検査命令、検査（収）調書報告受	5,000万円を超えるもの	5,000万円以下のもの
工事等の設計、仕様の変更	それぞれ契約の支出負担行為の変更の決裁区分による。	
工期、納期の変更		○
下請業者の承認		○

(4) 普通財産および物品に関すること。

専 決 事 項	副管理者	事務局長
普通財産貸付	重要なもの	○
物品の処分	重要なもの	○
物品の貸付、分類換、所管換、出納命令		○

(5) その他財務に関すること。

専 決 事 項	副管理者	事務局長
予備費の充用	100万円を超えるもの	100万円以下のもの
予算の流用		○
予算科目（節）の新設		○
科目更正、年度更正		○
戻入、戻出命令		○
振替命令		○
補助金交付申請	重要なもの	○
歳入歳外出現金の受入、払出	重要なもの	○
資金前渡、概算払精算	支出負担行為の決裁区分による。	
証券支払拒絶に伴う納入通知書の発行		○
1年経過後的小切手償還に基づく支出の調査決定		○
寄附の採納 ア 土地 イ 上記以外のもの	50万円未満のもの 20万円未満のもの	20万円未満のもの 10万円未満のもの

4 その他専決事項

専 決 事 項	副管理者	事務局長
(1) 公立丹南病院の運営に関すること。 ア 受付時間・休診日の設定または変更の承認（不承認）を決定すること。 イ 利用料金の設定または変更の承認（不承認）を決定すること。 ウ 利用料金の減免の承認（不承認）を決定すること。	○ ○ ○	